

共済組合のマイナンバー取得にご理解・ご協力をお願いします!

平成 28 年 1 月からマイナンバー制度 (社会保障・税番号制度) が開始され、平成 29 年 7 月より本組合の事務手続きにおいてもマイナンバーを利用することになります。本組合のマイナンバー取得にご理解・ご協力をお願いします。

マイナンバーとは

マイナンバーとは、国が皆様一人ひとりに割り当てる 12 桁の番号のことです。昨年 10 月から、日本国内の全住民に通知カードが送付されています。

現在、複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うための基盤となります。

マイナンバーの導入により、本組合は、①マイナンバーが記載された申請書・届出書等の提出を受けて、被保険者等のマイナンバーを取得し、②情報ネットワークシステムを通じて、情報照会・情報提供 (情報連携) を行います。これにより、その対象となる手続きで将来的には添付書類の省略ができるようになります。

本組合でもマイナンバーが必要に

平成 29 年 1 月 1 日からは、掛金・保険料の徴収事務、資格確認、被扶養者の認定など、本組合の手続きにもマイナンバーが必要になります。所属所の共済事務担当課を通じて本組合にご報告ください。

ご家族の方のマイナンバーも必要になります

ご家族の方 (被扶養者) のマイナンバーも所属所の共済事務担当課を通じて本組合にご報告ください。

マイナンバーを記載事項に追加する様式の一例

- 組合員資格取得の届出
- 被扶養者の届出
- 療養費の支給の申請
- 傷病手当金の支給の申請
- 出産手当金の支給の申請
- 限度額適用認定の申請

等

個人情報 はきちんと保護されます

マイナンバーは、本人の同意があっても法定された場合以外に使用、提供することが禁止されているなど、個人情報よりも厳格な取扱いが必要な「特定個人情報」となります。

奈良県市町村職員共済組合個人番号及び特定個人情報の適正な取扱いに関する基本方針

(平成27年10月5日制定)

奈良県市町村職員共済組合 (以下「組合」という。) は、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき、以下の方針により、組合が保有する個人番号及び特定個人情報 (以下「特定個人情報等」という。) を安全かつ適正に取り扱います。

- 1 法令及びガイドライン等の遵守
組合は、特定個人情報等に関する法令及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン (事業者編)」等を遵守します。
- 2 安全管理措置に関する事項
組合は、特定個人情報等の漏えい、滅失又は毀損の防止等、特定個人情報等の管理のために、必要かつ適切な安全管理措置を講じます。
- 3 特定個人情報等の収集、保管、利用、提供及び廃棄
組合は、特定個人情報等の具体的な取扱いを定める取扱規程等を策定し、当該規程等にしたがって、特定個人情報等の収集、保管、利用、提供及び廃棄を適切に実施します。
- 4 継続的改善
組合は、特定個人情報等の安全かつ適切な取扱いを維持するため、常に特定個人情報等の収集及び管理の状況等を把握し、必要に応じて特定個人情報等の適正な取扱いのための措置を改善します。